



くれ

1006号

2025年6月3日
郵政産業労働者ユニオン
呉支部発行



←中国地本HPへ
PC・スマホ等から
この情報が閲覧可！



メールはこちら→

熱中症対策を義務化

熱中症対策の義務化

令和7年6月1日に改正労働安全衛生規則が施行された。

厚生労働省は、熱中症による死亡労災の多発（3年連続で30人レベル）を踏まえて、企業に対策強化を求めた。

対象となるのは、「WBGT28度以上又は気温31度以上の環境下で連続1時間以上又は1日4時間を超えて実施」が見込まれる作業である。
WBGTとは、暑熱環境による熱ストレスの評価



を行う「暑さ指数」の事で、身体作業強度との組み合わせで判断する。

熱中症は死亡災害になる割合が他災害の5倍強と高く、その7割が屋外作業となっている。

また、熱中症の症状と認識されず、発見の遅れで重症化するなど、人災の要素が指摘されている。

こうした実態から、事業者には、「体制整備」「手順作成」「関係者への周知」が義務付けられた。

熱中症の自覚症状として、めまい・筋肉痛・頭痛・吐き気・倦怠感・高体温などが挙げられ、他覚症状では、ふらつき・生あくび・失神・大量の発汗・痙攣などが挙げられる。

症状が出た場合や他社員がいつもと違うと思つた場合、熱中症を疑い、管理者等に伝え、指示に従う事が大切となる。

また、熱中症予防として、水分補給や休憩・休息をしっかりと確保して体を休める必要がある。

熱中症は早期に発見し、正しく対処すれば、命に関わる危険は少ないが、

発見が遅ければ、取返しが付かない場合があると認識するべきだ。

会社は水や給水機、塩飴、ファン付きベストを用意して、熱中症対策に取り組む姿勢を見せている。

なお、職場の熱中症対策の義務に違反した事業者には、6か月以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金が課せられる。

点呼でアルコール検知

アルコール検査によつて、酒酔い運転が発覚した案件が複数報告されている。

翌日にアルコールが残らない飲み方が求められる。

業務上、急な欠員により、休暇の予定が出勤となる場合もある。

休みと思ひ飲酒し、急な出勤要請で飲酒運転と判断される危険性がある事を忘れてはいけない。

アルコールが残っている可能性がある場合は、出勤要請を断ろう。

アルコールが残っている事を伝えて、仕事に出てくれという上司はいないと思いたい。

前号で詳しく記載したが、アルコール濃度の数値が低い酒気帯び運転でさえ、3年以下の懲役又50万円以下の罰金、免停90

日と違反点数13点が課せられる。

その上、会社からも飲酒運転として重い懲戒処分が出る。

飲酒運転が発覚した場合、支払う代償はとて大きいと知っておかなければならない。

カーボンニュートラル

カーボンニュートラル取組の一つとして、電動バイクの配備が進んでいる。

ガソリンバイクしか乗っていない社員は、電動バイクの運転に慣れるまで、特に交通事故を注意する必要がある。

基本操作は変わらないが、ステップを上げると推進力が無くなるなど、ガソリンバイクと同様の運転はできない。

また、電動バイク自体に

問題ないが休憩所を使う場合には充電できない問題が発生する。

その為、休憩所を使う場合は、ガソリンバイクを使っているのが、現状だ。

予備のバッテリーを用意して使う場合もあるが、屋根がない休憩所もあり、雨天などは、特に気を使う必要がある。

雨天時に浸水して故障が多発した携帯端末の二の舞いにならない様、注意してバッテリー交換する必要がある。

電化製品だけに水に弱い特徴は同じだ。
なお、カーボンニュートラルの取組として、電動バイクの配備は理解できるが、バッテリー性能が向上するまでは、ガソリンバイクの配備が必要だと希望する意見もあった。

今後の予定

- 6月7日(土) 13:00～
6月8日(日) 12:00まで
非正規全国交流集会 in 広島
広島アステールプラザ 中ホール
 - 6月8日(日) 9:30～
全国非正規交流集会分科会
広島市文化交流館・広島国際会議場
 - 6月10日(火) 17:00～
第10回呉支部執行委員会
支部事務所
- 次号は 6月17日 予定